

日野市立日野第三小学校

P T A 会則

※本会則は、いつでも見られるように大切に保管し、必要に応じてご確認ください。

令和7年2月改正

日野第三小学校PTA会則

本 則

第1章 名称と事務所

- 第1条 この会は、日野第三小学校PTAといい、任意加入団体とします。
事務所を日野市立日野第三小学校内におきます。

第二章 目的と活動

- 第2条 この会は、家庭と学校と地域で、日野第三小学校に在籍するすべての児童の幸福な成長をはかることを目的とします。
- 第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動を行います。
1. 児童の学校生活や家庭生活を、より充実させるための活動。
 2. その他、この会の目的を達成するための活動。

第三章 方 針

- 第4条 この会は、次の方針に従って活動します。
1. 日野第三小学校に在籍するすべての児童と家庭を対象として活動します。
 2. 保護者と教職員が協力して活動します。
 3. 児童の教育や幸福のために活動する他の団体・機関と協力します。
 4. 政治的、宗教的、個人的、営利的な活動は行いません。
 5. 学校の人事その他の管理に干渉しません。

第四章 会 員

- 第5条 この会の会員資格は、次のとおりとします。
1. 日野第三小学校に在籍する児童の保護者。
 2. 日野第三小学校に勤務する教職員。
- 第6条 この会の会員は、前条の資格があり、さらに、この会への入会を希望した者とします。
この会への入会と退会については細則に定めます。

第五章 会 計

- 第7条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入でまかないます。
- 第8条 この会の会員は、会費として一家庭年額2,400円を納入します。但し、令和7年度からは会費は0円とし、徴収は行いません。詳細は細則に定めます。
- 第9条 この会の経費は、定期総会で議決された予算に基づいて行います。決算は、年2回の会計監査を経て定期総会で承認を得なければなりません。
- 第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。

第六章 機関と会議

- 第11条 この会には次の機関をおきます。
1. 総会
 2. 役員会
- 第12条 総会は、この会の最高決議機関であり、全会員で構成します。
- 第13条 総会の会議は、定期総会と臨時総会とします。定期総会の内容等は細則に定めます。
1. 定期総会は、毎年度始めに会長が招集し、臨時総会は、役員会が必要としたとき、または会員の6分の1以上の要求があったときに会長が招集します。

2. 定期総会と臨時総会は、会員（現在数）の6分の1以上の出席（委任状含む）がなければ、その議事を開き議決することができません。
3. 定期総会と臨時総会の議事は、出席者の過半数（委任状含む）により決定します。ただし、本則の改廃は、第30条に従います。
4. 役員会が必要としたとき、会長は書面（電磁的方法を含む）での定期総会や臨時総会を招集することができます。書面（電磁的方法を含む）での定期総会や臨時総会は、議事の賛否を記載できる議決権行使書で行います。この場合において、会員の6分の1以上の議決権行使書の提出があった場合に定期総会や臨時総会を有効なものとし、議事は提出された議決権行使書の過半数で定めます。議決権行使書の白紙は賛成として扱います。

第14条 役員会は、総会に次ぐ決議機関であり、役員（教職員の副会長含む）と校長で構成します。

第15条 役員会の会議は、定期役員会と臨時役員会とします。

1. 定期役員会と臨時役員会は、会長が必要と認めるとき、または構成員の4分の1以上の要求があったときに開催します。
2. 定期役員会と臨時役員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができません。
3. 定期役員会と臨時役員会の議事は、出席者の過半数により決定します。

第七章 役員

第16条 この会の役員は次のとおりとし、会員の中から選出して定期総会での承認により就任します。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 若干名（保護者若干名・教職員）
3. 広報 2名（保護者）
4. 会計 2名（保護者）

第17条 役員の任期は1年とします。ただし、以下の各項の範囲において再任は妨げません。

1. 役員は連続3期まで、同職は2期までとします。ただし、役員会が必要としたときは、同職連続3期までとします。
2. 教職員はこの限りではありません。

第18条 役員の任務は次のとおりとします。

1. 会長は、この会を代表し、会員の総意にもとづいて、この会の目的の実現につとめます。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行します。
3. 書記は、総会・役員会の議事を記録し、保管します。
4. 会計は、この会のすべての収支を管理し、総会に報告します。

第19条 役員に欠員が生じたときは補充を行い、役員会での承認により就任します。任期は前任者の残任期間とします。

第八章 会計監査委員

第20条 この会の経理を監査するために、会計監査委員をおきます。

第21条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告します。

第22条 会計監査委員は、役員の会計2期目にあたる保護者1名と教職員1名とします。そのうち1名は、役員経験者または会計実務経験者とします。

第23条 会計監査委員の任期は1年とします。ただし、役員会が必要としたときは、連続2期まで可能とします。

第九章 顧問

- 第24条 役員の相談に乗り、円滑に運営できるように顧問をおくことができます。
- 第25条 顧問は、会員(元会員を含む)の中から役員会が推薦し、会長が委嘱します。
- 第26条 顧問は役員会の会議に出席し、意見を述べるすることができます。ただし、採決の出席者数には含めません。
- 第27条 顧問の任期は役員の任期に準じます。

第十章 個人情報の取り扱い

- 第28条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱いに関する基本方針」「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用します。

第十一章 細 則

- 第29条 この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、役員会の議決を経て定めます。役員会は、細則を改廃した場合、その内容を定期総会または臨時総会での報告や通知などにより、会員に周知しなければなりません。

第十二章 改 廃

- 第30条 この本則は、役員会の承認および会員への確認を含めた周知をもって改廃することができます。

第十三章 付 則

- 第31条 すべての会議の議長は、そのたびにその会で選任します。

第32条

1. この会則は、昭和47年4月1日から実施する。
2. この会則は、昭和52年2月12日一部改正、同日から実施。
3. この会則は、昭和54年5月12日一部改正、同日から実施。
4. この会則は、昭和55年3月17日一部改正、同日から実施。
5. この会則は、昭和55年3月17日一部改正、同日から実施。
6. この会則は、平成6年4月30日一部改正、同日から実施。
7. この会則は、平成7年5月6日一部改正、同日から実施。
8. この会則は、平成10年5月16日一部改正、同日から実施。
9. この会則は、平成16年4月24日一部改正、同日から実施。
10. この会則は、平成17年4月23日一部改正、同日から実施。
11. この会則は、平成19年4月28日一部改正、同日から実施。
12. この会則は、平成20年4月26日一部改正、同日から実施。
13. この会則は、平成21年5月9日一部改正、同日から実施。
14. この会則は、平成22年5月15日一部改正、同日から実施。
15. この会則は、平成23年5月14日一部改正、同日から実施。
16. この会則は、平成30年5月17日一部改正、同日から実施。
17. この会則は、令和2年9月5日一部改正、同日から実施。
18. この会則は、令和3年5月13日改正、同日から実施。
19. この会則は、令和5年5月20日改正、同日から実施。
20. この会則は、令和7年2月15日改正、同日から実施。

細 則

第1章 入会と退会

第1条 この会への入会は次のとおりとします。

1. 役員会での入会届(電磁的な方法を含む)の受理により入会となります。
2. 入会済みの会員は、次年度も自動継続となります(各年度での継続確認は行いません)。

第2条 この会の退会は次のとおりとします。

1. 本則第四章に定めた会員資格を失ったときは自動退会となります。
2. 役員会での退会届(電磁的な方法を含む)の受理により退会となります。

第二章 会費と校外活動費

第3条 会費を徴収する場合、この会の会費について次のとおり定めます。

1. 会費の納入は、年1回とします。
2. 年度途中に入会したときは、月額(本則第五章に定めた年額の月割り)に基づき、入会月からの会費を納入します。
3. 既納の会費は返金しません。

第4条 会員がPTA対外行事に参加したときの交通費は、公共交通機関を使用した場合に限り、実費で支給します。

第5条 他校との交際・記念・祝金は、1校につき3,500円とします(運動会を除く)。

第三章 定期総会と臨時総会

第6条 定期総会は、次の事項について審議します。

1. 前年度活動実績
2. 前年度会計実績(監査済み)
3. 今年度役員案
4. 今年度活動方針案
5. 今年度予算案

第7条 定期総会や臨時総会の日時・場所・議事は、少なくとも3日前までに会員に知らせます。

第8条 定期総会や臨時総会では、会員は自由に意見を言うことができます。

第四章 この会における校長の立場

第9条 校長は、各会合に出席して意見を言うことができます。

第六章 特別積立金

第10条 積立目的

特別積立金は、主に、記念行事、大型備品などの購入を目的として積み立てます。

第11条 積立目標額と予算措置

原則、250万円を目標額(限度)として、毎年度、可能な範囲で積み立てます。

特別積立金の使用目的と支出額については、役員会において決定し定期総会にて報告します。

第七章 慶弔見舞金

第12条 餞別、見舞金、弔慰金は、日野第三小学校に在籍するすべての児童とその保護者、教員職を対象とします(非会員を含む)。祝金は教職員のうち会員のみを対象とします。

第13条 餞別

教職員が離任したときは、一律3,000円相当の品をおくりします。

第14条 祝金

教職員(会員)が結婚したときは、祝金5,000円をおくりします。

第15条 見舞金

1. 教職員および児童が傷病により1か月以上の療養が必要なときは、見舞金5,000円をおくり

ます。

2. 児童宅が災害の被害に遭ったときは、役員会で協議の上、見舞金5,000円をおくります。

第20条 弔慰金

教職員、保護者および児童が死亡したときは、弔慰金5,000円をおくります。

第21条 上記に定めるほか、役員会が必要としたときは、見舞金、弔慰金、弔電等をおくることができます。

第八章 改 廃

第22条 この細則は、役員会の承認および会員への確認を含めた周知をもって改廃することができます。

第九章 付 則

第23条

1. この細則は、昭和47年4月1日から実施する。
2. この細則は、昭和51年5月10日一部改正し、同日から実施する。
3. この細則は、昭和52年2月15日一部改正し、同日から実施する。
4. この細則は、昭和54年3月15日一部改正し、同日から実施する。
5. この細則は、同年5月12日一部改正し、同日から実施する。
6. この細則は、昭和55年3月17日一部改正し、同日から実施する。
7. この細則は、昭和56年3月9日一部改正し、同日から実施する。
8. この細則は、昭和57年2月5日一部改正し、同日から実施する。
9. この細則は、昭和58年3月5日一部改正し、同日から実施する。
10. この細則は、昭和61年2月5日一部改正し、同日から実施する。
11. この細則は、昭和63年4月30日一部改正し、同日から実施する。
12. この細則は、平成元年5月6日一部改正し、同日から実施する。
13. この細則は、平成7年5月6日第19条、第21条を一部改正し、同日から実施する。
14. この細則は、平成10年3月11日一部改正し、同日から実施する。
15. この細則は、平成13年5月19日一部改正し、同日から実施する。
16. この細則は、平成14年4月20日一部改正し、同日から実施する。
17. この細則は、平成19年4月28日一部改正し、同日から実施する。
18. この細則は、平成20年4月26日一部改正し、同日から実施する。
19. この細則は、平成21年5月9日一部改正し、同日から実施する。
20. この細則は、平成23年4月1日一部改正し、同日から実施する。
21. この細則は、平成24年5月12日一部改正し、同日から実施する。
22. この細則は、平成30年6月2日一部改正し、同日から実施する。

23. この細則は、令和3年5月13日改正、同日から実施します。
24. この細則は、令和7年2月15日改正、同日から実施します。

日野第三小学校 PTA 組織図

